

目標1 府中らしい自然や緑のある景観形成

■基本方針1 多摩川の雄大な自然や眺望をいかした景観形成

多摩川は、府中の地形を形づくり、その豊かな水の流れや河川敷等の自然は、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらし、府中の発展の基礎となるとともに、市民の憩いと交流の場となってきました。また、多摩の横山と一体となった雄大な景観は、大切な財産として認識されています。

市民が多摩川と親しみ、触れ合う機会をつくり、市民の水や自然環境に対する認識を深めるとともに、多摩川の雄大な景観を守り、いかす景観形成に取り組みます。

施策1 多摩川と親しみ、触れ合える環境をつくる。

- 沿川自治体の広域的な連携により、国の多摩川水系河川整備計画等に基づき、多摩川の水辺の生態系や水辺景観を保全するとともに、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」等と連携し、自然生態系の保全等に十分配慮したグリーンインフラとしての多摩川の治水対策や、市民が身近に水と触れ合える河川敷活用を図ります。
- 「府中水辺の楽校」等の市民が多摩川の自然と触れ合えるイベント、多摩川や農業用水の清掃、外来種の駆除等の活動を促進し、多摩川や水に対する市民意識の向上を図ります。

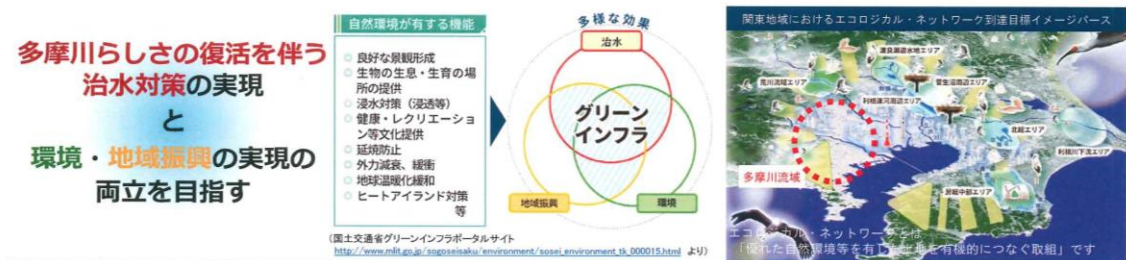
■「多摩川緊急治水対策プロジェクト」とは

令和元年台風第19号において、甚大な被害が発生した多摩川流域における今後の治水対策の取組として、国、東京都、神奈川県、沿川市区等が連携し、社会経済被害の最小化を目指して「多摩川緊急治水対策プロジェクト～グリーンインフラとしての多摩川らしさの復活を伴う治水対策～」が取りまとめられました。

「多摩川緊急治水対策プロジェクト」では、多摩川らしさの復活を伴う治水対策の実現と環境・地域振興の実現の両立を目指して、以下3つを柱として取組を進めています。

- (1) 被害の軽減に向けた治水対策の推進（河川における対策）
- (2) 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）
- (3) 減災に向けた更なる取組の推進（ソフト施策）

グリーンインフラとしての多摩川らしさの復活を伴う治水対策



多摩川らしさを回復させる治水対策の実現

多摩川らしい環境の回復 地域振興の実現

※具体的な取組内容等については、今後の調査・検討等により変更となる可能性があります。

(出典：多摩川流域協議会「多摩川緊急治水対策プロジェクト」抜粋)

施策2 多摩川の雄大な自然の眺望を保全する。

- 多摩川の河川環境の保全・整備と一体となって、東京都や沿川自治体との連携により、沿川市街地の景観形成を誘導し、多摩川の雄大な自然の眺望を確保していきます。
- 多摩川の眺望景観を構成する、対岸の多摩丘陵のまとまった緑の保全に向けて、景観行政団体等連絡会などにおいて情報共有を図り、雄大な眺望景観の保全に努めていきます。

■「多摩川沿川景観形成推進地区」における景観形成方針・景観形成基準（90ページから93ページより抜粋）

【景観形成の目標】

- 河川環境の保全・修復を図り、市民が日常的に自然と触れ合える空間づくりを進めます。
- 河川沿いの道路の緑化や公園緑地の保全・修復と沿道の建物の緑化などを進めて、水と緑の軸にふさわしい景観を形成します。
- 隣接する自治体や対岸の自治体と連携して東京の代表的な水と緑を持った雄大な眺望景観の形成を進めます。

【景観形成方針】（景観法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針）

多摩川沿いに建築する場合は、多摩川河川敷の広々とした空間が感じられるようにすることと、対岸からの眺望に配慮します。

ア 広がりのある眺望を守る。

- ・市街地から河川への視線と動線が抜けるようにします。
- ・板状にするときは、その壁面が長大にならないように分節化します。

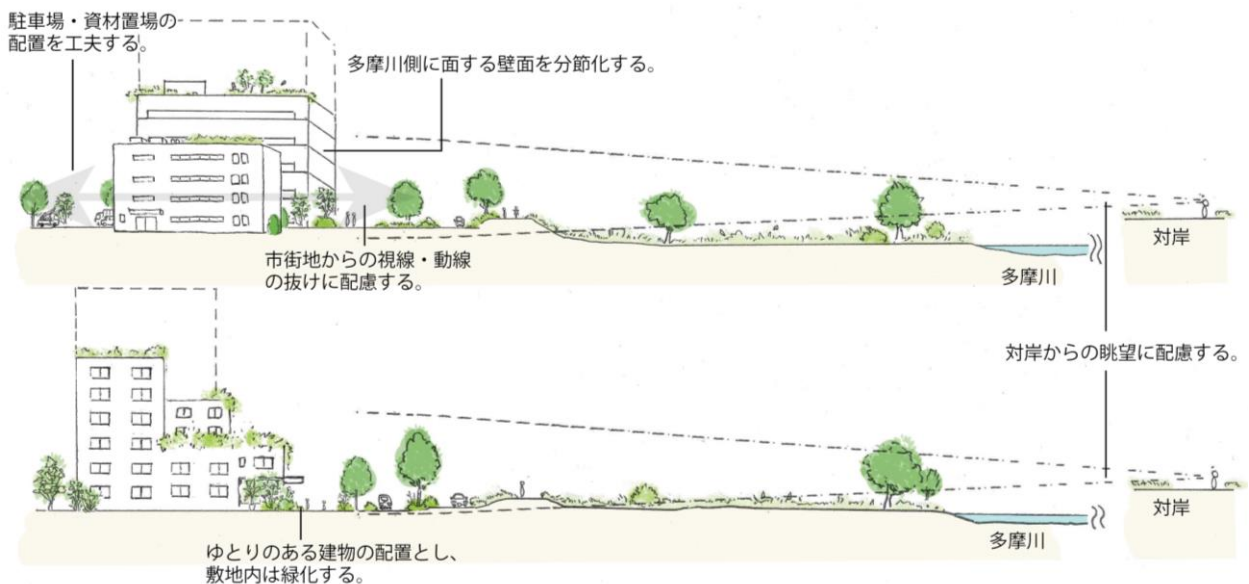
イ 対岸からの眺望に配慮する。

- ・連続した緑の眺望が見えるように、道路沿いや敷地内を緑化します。
- ・資材置場や駐車場も緑化します。
- ・建物の外壁や広告物は、自然景観と調和した落ち着いた色調とします。

ウ 用水路をいかにす。

- ・用水路を残すような建物配置とします。
- ・用水路沿いを自然な形で緑化します。
- ・橋を架ける場合は自然な素材とします。

■景観形成基準のイメージ



■基本方針2 崖線や浅間山などの自然や緑をいかした景観形成

大規模公園や緑地が多く、緑が多いという特徴がある一方で、崖線の緑、雑木林、大木など、武蔵野の原風景を形成してきた緑は、年々減ってきています。また、近年では、緑の量的な確保だけではなく、生物多様性の観点から地域固有の在来種への配慮や、昆虫や鳥などの生き物の生息環境となる緑、木の実や花を楽しめる緑、防災に効果のある緑など、我々の生活に潤いをもたらす、都市環境の質の向上につながる緑の在り方が注目されています。

そのため、崖線や浅間山周辺の緑、屋敷林の緑、鎮守の森などに残る府中固有の豊かな植生、水系、歴史的風土を反映した緑や、四季が感じられる緑、野鳥や昆虫など、生き物のよりどころとなる、自然性が高い緑をいかした景観づくりを進めます。

また、崖線の湧水の保全・回復等への配慮や急傾斜地の土砂災害防止対策との調整等、崖線の自然環境と周辺市街地との調和を図るとともに、市民や事業者と協力して、崖線の緑の適正な維持管理に取り組みます。

施策3 崖線の緑や湧水を保全・活用する。

- 府中崖線の樹林について、東京都及び関係自治体と連携して、恒久性のある保全に取り組みます。また、崖線の樹林を良好な状態に保つため、市民・事業者の協力を得て、適切な維持管理に取り組みます。
- 国分寺崖線の武蔵台公園内の樹林については、市民・事業者と協力して、適切に保全します。都立多摩総合医療センター内の樹林については、東京都及び市民と協力して、適切に保全します。
- 府中崖線周辺の湧水を保全するため、透水性舗装等による道路整備や宅地への雨水浸透施設の設置に取り組みます。
- 土砂災害警戒区域内の斜面地周辺を含めて、緑地等として保全を図ります。また、斜面地の崩壊防止対策工事を実施する際は、緑地の連続性や在来植生との調和を考慮した、擁壁の緑化を誘導します。既存の擁壁についても、改修等に際して、崖線の緑地と一体感のある緑化を誘導します。
- 崖線の緑と調和する環境を創出するため、崖線の周辺区域においては、宅地の緑化を促進するとともに、崖線の植生に配慮して、自生種による緑化に努めます。
- 崖線の連続した緑の眺望景観を確保するため、緑地の整備のほか周辺の景観と調和した建築物や工作物を誘導します。

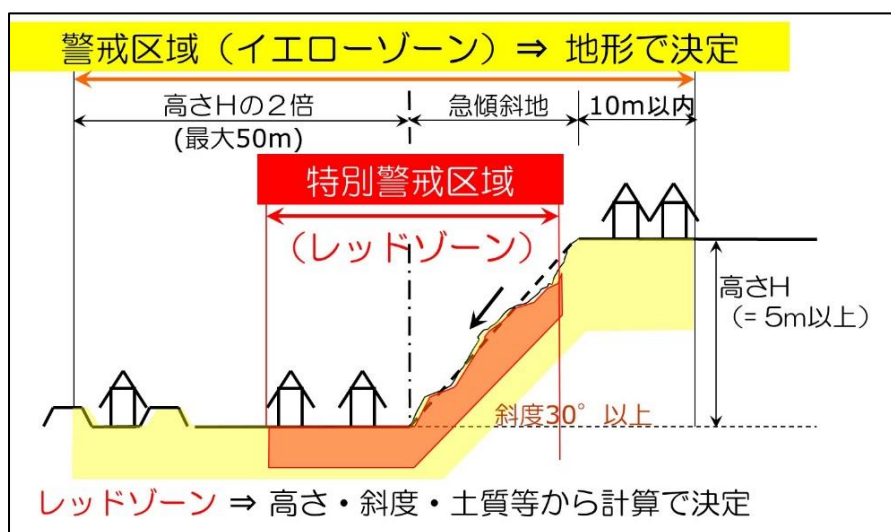
■土砂災害警戒区域とは

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」では、都道府県に、土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査をおおむね5年に1度実施し、その結果の公表を義務付けており、この基礎調査結果を基に、「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」及び「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」の指定が行われます。

府中市内では、平成30年1月に土砂災害警戒区域1か所、令和元年9月に土砂災害警戒区域23か所、うち土砂災害特別警戒区域15か所が指定されましたが、土砂災害警戒区域内には、斜面緑地が多く分布しています。

土砂災害警戒区域に含まれる府中崖線の斜面緑地については、既に市有緑地を始め、高安寺や東郷寺の寺社林として保全されているものもありますが、本市の希少な景観資源として、極力、自然の地形や環境を保全することが望まれます。

■警戒区域・特別警戒区域の指定範囲のイメージ（急傾斜地の崩壊の場合）



なお、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が求められています。また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

こうしたことから、土砂災害警戒区域の斜面緑地の保全状況や周辺の宅地化の現状を踏まえ、次の考え方に基づき、崖線の安全性を確保しつつ、景観形成を図ります。

【土砂災害特別警戒区域における斜面緑地保全の考え方】

① 斜面緑地の保全

土砂災害警戒区域内の斜面緑地やその周辺において、新たな住宅や福祉施設等の宅地開発を規制するとともに、貴重な景観資源として斜面緑地の保全に配慮した土地利用を図ります。

特に、府中崖線西府緑地や府中崖線小柳町緑地等の斜面緑地が保全されている区域においては、緑地の保全に向けた対策を図ります。

② 擁壁補強等に際しての緑化等の工夫の誘導

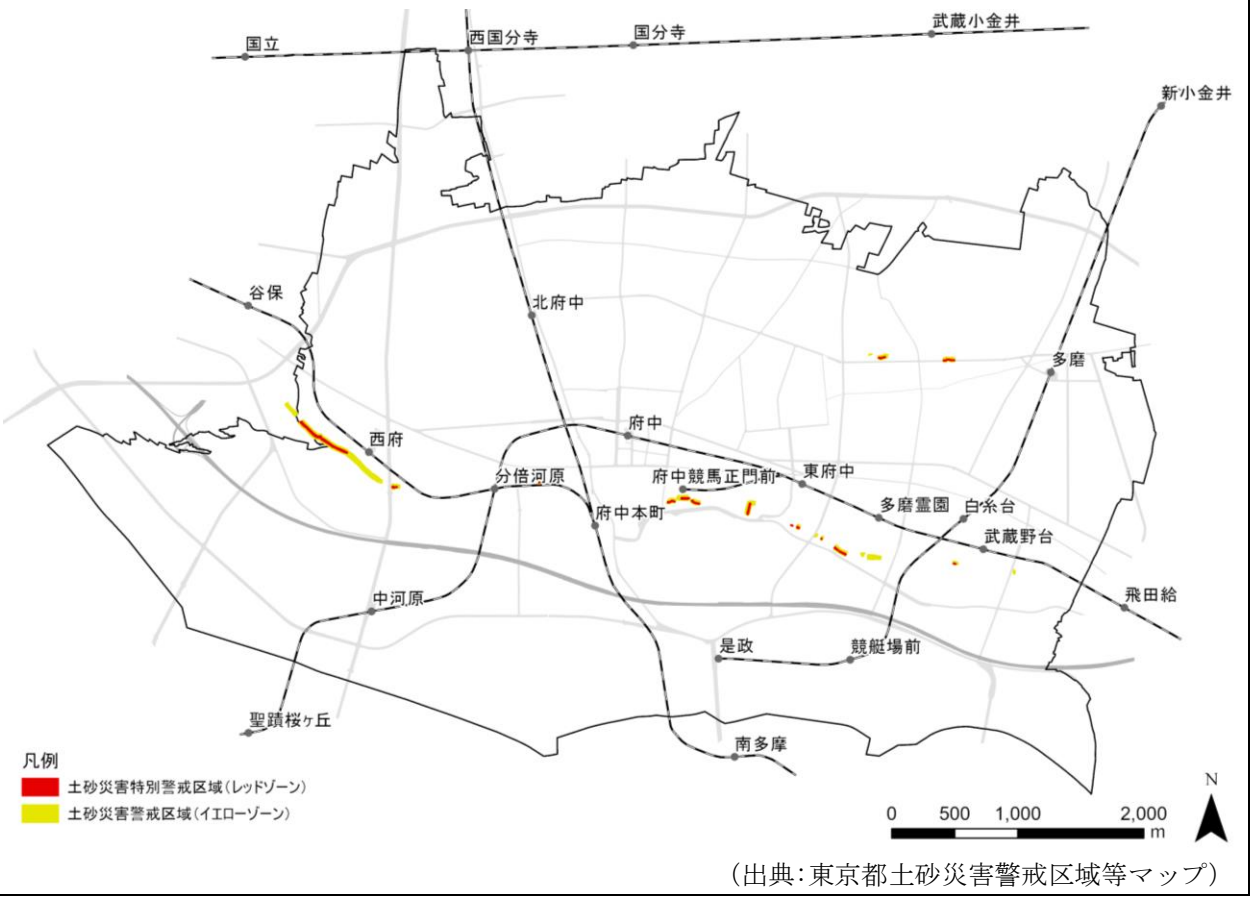
既に宅地化が進んでいるなど、斜面地の擁壁整備を進めることが宅地防災から望ましい場合には、開発事業等に併せて、斜面緑地の環境保全や景観面から、緑化擁壁の採用などの緑化誘導を行います。

また、既に擁壁整備が行われている場合には、擁壁等の安全性確認や必要な補強対策に併せて、緑化等の工夫を誘導します。

③ 既存建築物の対策

既に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に立地している住宅等の建築物については、建て替え等に際して、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有するものに誘導するとともに、崖線の生態系に適した植物による緑化等、崖線の自然環境をいかした景観形成を誘導します。

■土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域の指定範囲



■「国分寺崖線景観形成推進地区」における景観形成方針・景観形成基準（77ページから80ページより抜粋）

【景観形成の目標】

- 国分寺崖線を軸に、広域的に連続する緑や崖線が生み出す自然環境、歴史的資源、文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観の形成を図ります。

【景観形成方針】（景観法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針）

崖線の斜面には、武蔵野の緑が残っています。建築物の設計に当たっては、従前の地形をいかすとともに連続した緑の景観を形成するよう誘導します。

ア 連続した緑の景観の形成

- ・ 崖線の地形や緑の保存を図ります。
- ・ 屋上緑化や周辺緑化を推進します。
- ・ 崖線の連続する地形や緑の保全・回復を図ります。

イ 優れた自然環境をいかした景観の形成

- ・ まちづくりや緑地保全の諸制度との連携を図ります。
- ・ 斜面地などの自然環境の保全を図ります。
- ・ 崖線の緑とまち並みを一体と捉えた景観形成に努めます。

ウ 崖線の歴史的・文化的資源をいかした景観の形成

- ・ 崖線周辺の歴史的資源や、生産文化資源と調和したまち並み景観の形成を図ります。

エ 崖線の存在をいかした魅力ある地域の景観の形成

- ・ 建築物等の色彩を、市街地の背景となる崖線の緑と調和したものに誘導します。

■景観形成基準のイメージ



■「府中崖線景観形成推進地区」における景観形成方針・景観形成基準（81ページから85ページより抜粋）

【景観形成の目標】

- 既存の緑や湧水地、地形などを保全するとともに、修景や整備、案内板の設置などにより、連続性のある景観を形成します。
- 崖線沿いの散歩道の整備、坂道の修景などを図り、市民が日常的に親しめる景観とします。
- 崖線周辺の住宅、擁壁などの緑化、修景を進めるとともに、崖線への視界や崖線からの眺望に配慮した景観形成を進めます。
- 崖線周辺の湧水を保全するため、透水性舗装等による道路整備や宅地への雨水浸透施設の設置にも取り組みます。

【景観形成方針】（景観法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針）

崖線に残る斜面緑地は都市に残る貴重な自然資源です。建築物の設計に当たっては、従前の地形をいかすとともに既存の緑が残されるよう誘導します。

ア 崖線の地形をいかす。

- ・切土や盛土をきめ細かくすることで従前の地形を残します。
- ・建築物は地形になじませるように分節化します。
- ・屋根や壁面は自然と調和した素材や色彩とします。

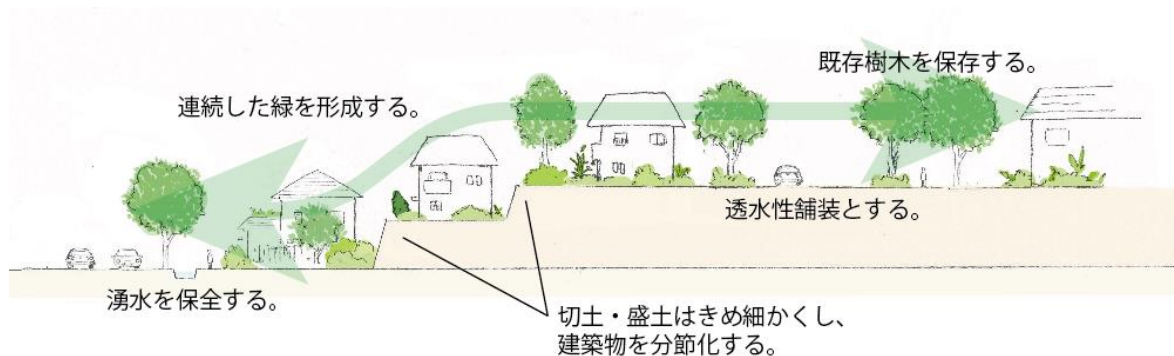
イ 連続した緑をつくる。

- ・斜面の既存樹木はできるだけ残す建物の配置とします。
- ・緑地部分の造成を行う場合は、地表面の修復や高木の植栽により緑化します。
- ・やむを得ず擁壁とした場合もツタなどで覆い緑化します。

ウ 湧水の保全

- ・地下水の流れを断ち切らない建物の立地とします。
- ・透水性舗装など、地下水をかん養する配慮をします。

■景観形成基準のイメージ



施策4 浅間山の自然環境や緑の眺望を保全する。

- 浅間山の自然及び生態系の保護に向けて、東京都や市民活動団体との協働による活動を進めるとともに、自然環境学習の場として活用できるよう、様々な取組を検討します。
- 浅間山の緑の眺望景観や生態系に配慮した、緑豊かな環境とするため、浅間山周辺地域においては、浅間山周辺地区まちづくり誘導計画に基づき、緑地の整備や周辺の景観と調和した建築物や工作物の誘導を行います。

■「浅間山周辺景観形成推進地区」における景観形成方針・景観形成基準（86ページから89ページより抜粋）

【景観形成の目標】

- 市民が日常的に親しみを感じている浅間山の雑木林の保全を中心に、緑の拠点としての景観づくりを進めます。
- 市民の散策やレクリエーションなどの拠点として、歩行者のための道づくりなどを進めます。
- これまでの市民の景観形成活動などの継承発展を中心として、浅間山周辺の農地の保全や建物の高さなどに配慮した眺望景観を確保します。

【景観形成方針】（景観法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針）

浅間山には武蔵野の植生を持つ樹林や植物が残り、また、地域のシンボルとして親しまれています。こうした浅間山の緑の景観を守り、育てる工夫を行います。

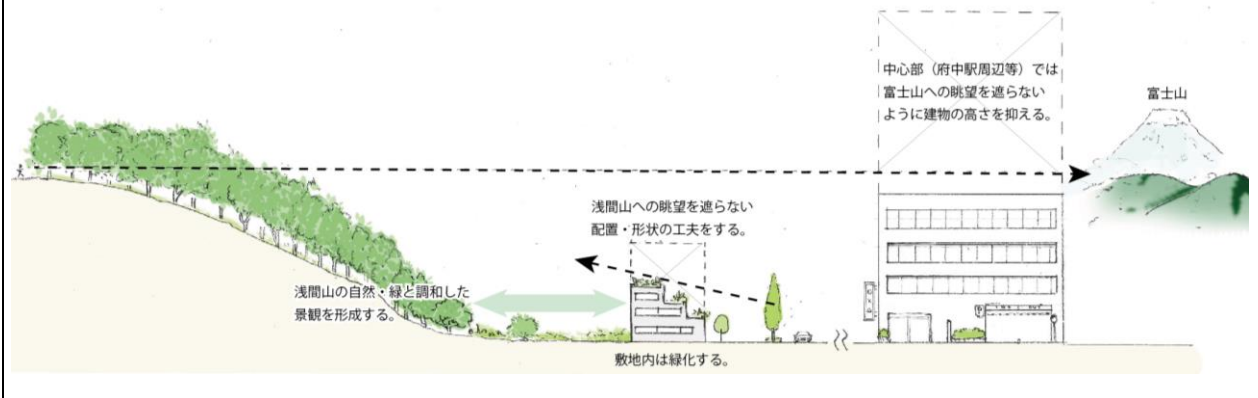
ア 周囲から浅間山の眺望を確保する。

- ・浅間山の周囲で建築する場合には、眺望を遮らない形態にします。

イ 浅間山の緑・自然との調和

- ・敷地内を緑化して緑や自然を育てます。
- ・自然景観に不釣り合いな看板や広告を控えます。
- ・透水性舗装などに配慮します。

■景観形成基準のイメージ



施策5 浅間山からの富士山の眺望を保全する。

- 「関東の富士見百景」に選定されている浅間山からの富士山の眺望を守るため、浅間山の眺望点周辺の見通しを保全するとともに、中心市街地等における建築物や工作物の高さの指針を定めます。

■浅間山からの富士山の眺望景観の保全の誘導指針

本市は、市北側に国分寺崖線、中央に府中崖線があり、高低差のある地形であることから、富士山を望める地点が多くあります。

特に、浅間山は「関東の富士見百景」に選定されていることから、良好な眺望の確保に配慮した、建築物等の高さの誘導を行う適用区域を設定し、調整を図ります。

■都立浅間山公園からの富士山の眺望



これより上部の眺望を確保

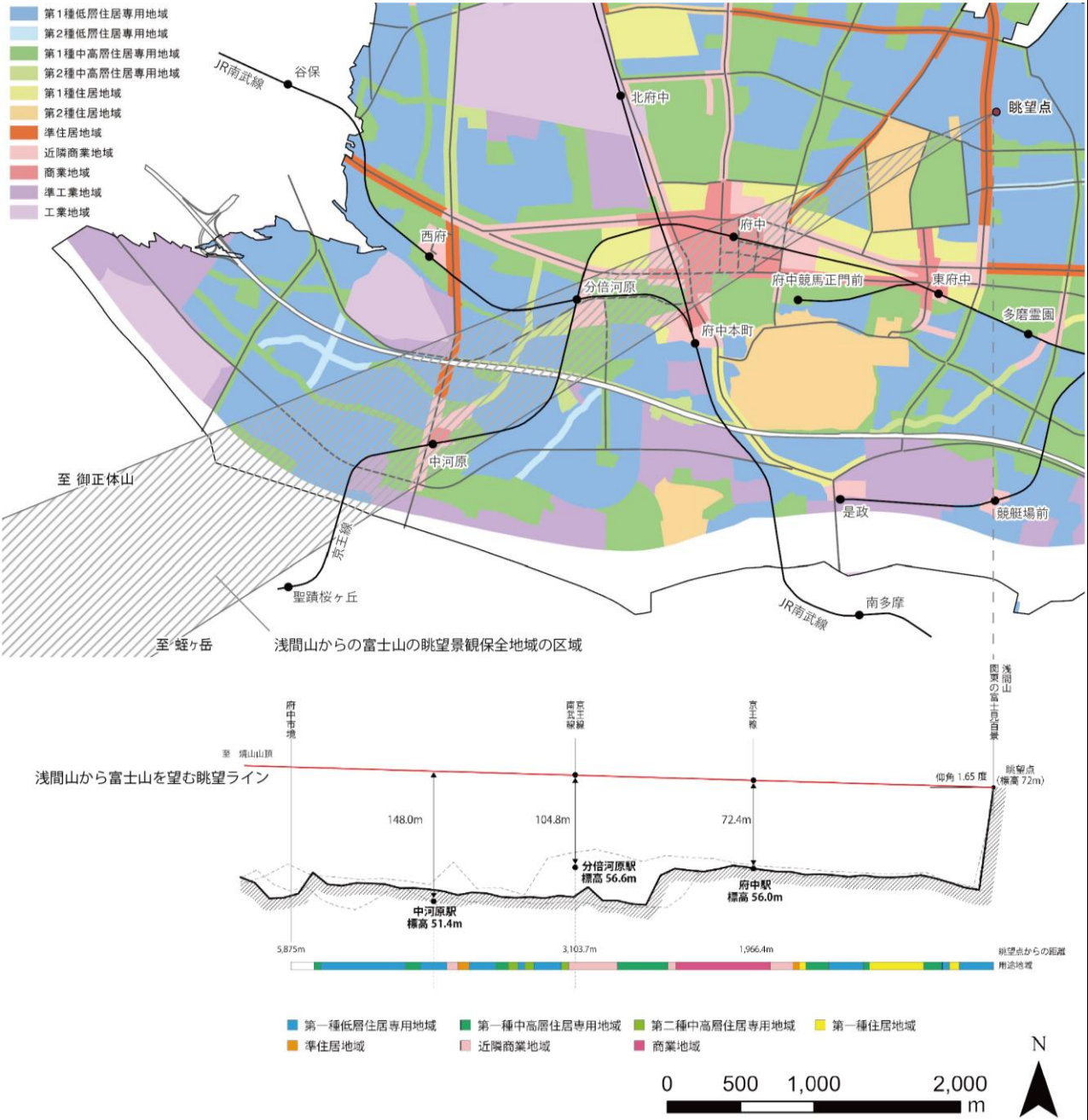
■眺望点



【配慮事項】

項目		配慮事項
建築物及び工作物	高さ・配置	高さや配置は、富士山の眺望を阻害しないこと。 府中駅周辺商業エリアについては、建築物等の高さを60メートル以下とする。
	形態意匠・色彩	眺望点から視認される建築物等の色彩は、周辺と調和するよう低彩度の落ち着いた色彩とするよう努める。
	広告物等	広告物を設置する場合は、眺望点から視認されない視野規模とするよう努める。

■ 浅間山からの富士山の眺望景観保全地域の区域と富士山を望む眺望ライン



■基本方針3 農地や用水、在来の緑をいかした農ある景観形成

農地や用水は、かつての農村集落の原風景を残す遺産であるとともに、今日でも貴重な水と緑の資源となるものです。しかし、農地は年々減少しており、今後、生産緑地に指定されている地域が解除されることにより、宅地化の更なる進行が危惧されています。また、自然の樹林地や屋敷林といったまとまりのある緑も、宅地化の進展とともに減少しています。

そのため、都市農業と地域住民等との関わりを深め、都市農業の振興と農地や農業用水の保全・活用に関する取組を進めることで、農ある景観の保全を図ります。

また、ふるさとの名木として府中の長い歴史と文化の中を生き続け、地域住民に親しまれてきた大木や樹林地については、地域の大切な財産として保全するとともに、歴史的な景観資源として活用を図ります。

施策6 農地や用水を保全・活用する。

- 農地を保全・活用していくため、第4次府中市農業振興計画に基づき、農業の担い手の育成・確保、農業経営環境の向上及び都市近郊の強みをいかした農業振興に取り組みます。
- 特定生産緑地の指定など、生産緑地法に基づく制度を活用し、農地の保全を促進するとともに、市民農園や体験農園など、市民の農業体験の場として農地の活用を図ります。また、東京都の制度である「農の風景育成地区制度」などの活用も検討します。
- 生産緑地地区に指定されていない農地の追加指定に取り組むとともに、宅地などに転用された農地の再転用に対する追加指定を進めます。
- 用水路は、ふるさとも感じられる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域住民等の協力による維持管理活動、生態系の保全や水辺の景観に配慮した親水性の向上に向けて、通年通水等に取り組みます。
- 農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区において、田園住居地域の指定の検討等による生産緑地を始めとする都市農地の保全と、農地に面する敷地緑化の推進、営農環境を損なわない建築物等の配置や形態意匠への誘導など、「農」と「住」が調和した景観の保全・活用に取り組めます。

■「農の風景育成地区制度」とは

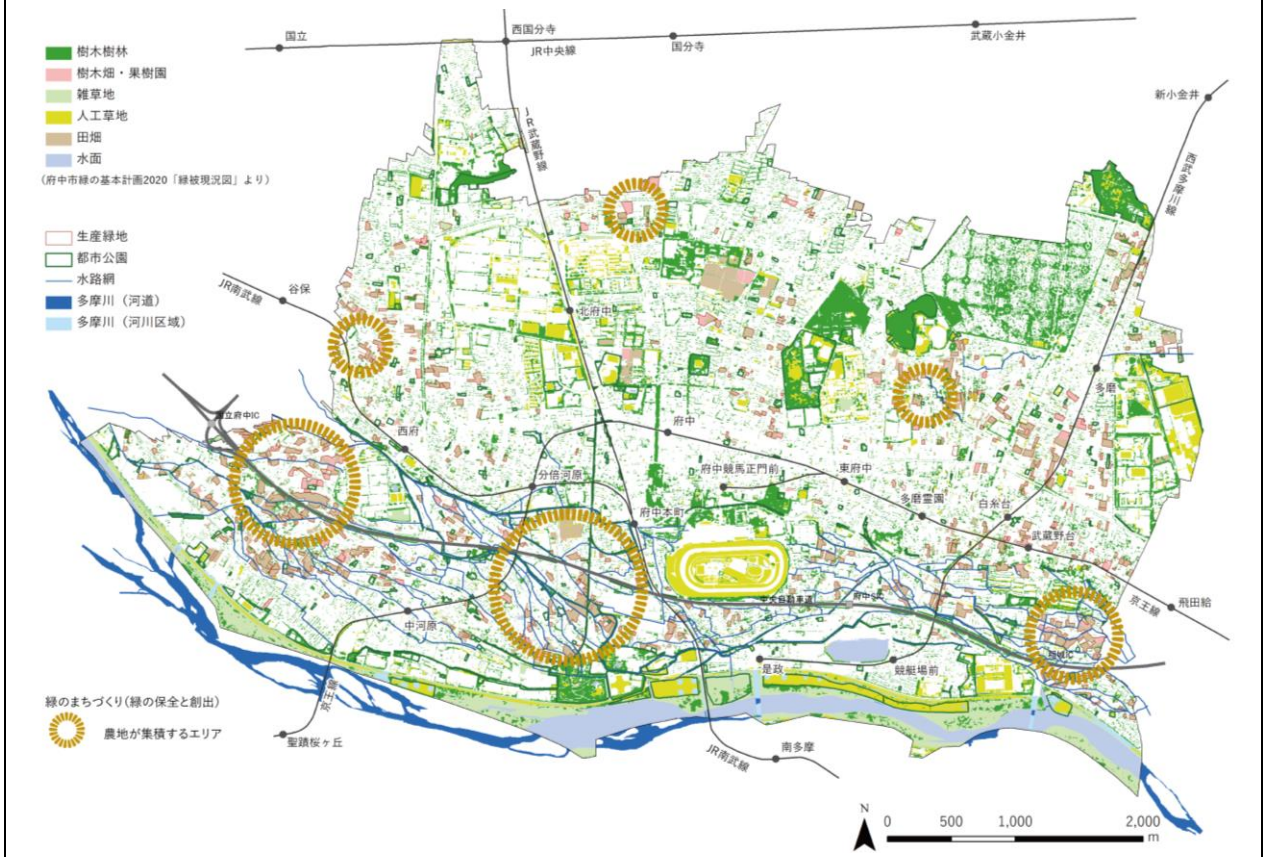
東京の農地は、食料生産の場だけでなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難空間としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を有しています。このため、東京都は、減少しつつある農地をオープンスペースとして保全し、農のある風景を将来に引き継ぐ「農の風景育成地区制度」を、平成23年に創設しました。

この制度では、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど、都市計画制度を積極的に活用することとしています。地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全・育成していきます。

【地区指定の効果】

- ・農の風景育成地区内では、散在する農地を一体の都市計画公園などとして指定することを可能とし、これにより農業の継続が困難となった場合にも、区市町が農地を取得し、農業公園として整備することができます。
- ・地区指定に際し、農業者との協力、連携が図られることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が更に促進されます。
- ・都市農地の重要性などについての住民の理解が進み、農のある風景が育まれます。

■市内の農地が集積するエリア



施策7 在来の緑を保全・育成する。

- 指定樹木や府中の名木百選として地域住民に親しまれてきた大木、地域の歴史的・文化的価値を有する樹林や、生き物の生息・生育地として重要な樹林や樹林地等を、地域住民が貴重な緑の資源として認識し、所有者と地域住民が協力して、適切に管理・保全していけるよう支援します。

- 生き物の生息空間を構成している樹木・樹林及び水辺などを保全します。生息空間が公園や農地などである場合は、本来の利用環境を確保しつつ、生き物の生息が可能な環境の保全に努めます。また、保全に当たっては、生息空間としての特性などに応じて、様々な緑地保全制度・緑化制度の活用を検討します。
- 民間の樹林・樹木、公園や公共施設、寺社地の緑を、緑道や遊歩道、街路樹、多摩川や用水路網等とつなげることで、生き物の生息空間のネットワーク化を図ります。

■景観重要樹木の指定

景観重要樹木の指定に取り組むとともに、指定を受けた樹木の保全、景観重要建造物等の景観資源と一体となった景観形成など、その周囲の景観形成にも積極的に取り組みます。

- ・ 樹木を適正に管理し、地域のランドマークとしての価値を高めます。本市では、指定樹木奨励金交付事業により、幹回り又は樹高において規定の要件を満たし、かつ、樹容が優れた美観を有する樹木の適正な維持管理を奨励する制度を設けています。また、景観重要建造物と一体となった景観重要樹木の適正管理への助成等の支援制度を検討します。
- ・ 樹木の隣接地や視認できる場所で土地利用等を行う際には、樹木との調和に十分配慮します。特に、建築物の建築等を行う場合は、素材や色彩、また、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識します。
- ・ 樹木周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、樹木が醸し出す地域イメージを損なうことがないように配慮します。
- ・ 樹木の視認性を高めるため、周辺の公共施設や工作物、広告物等の設置には十分に配慮します。

■府中の名木百選の分布（平成元年8月の選定時点）

